平成29年　天草市農業委員会第3回総会議事録

平成29年3月24日天草市役所別館C会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11名）

1番	鶴田雄士　君	2番	稲田秀敏　君
3番	山本隆久　君	4番	中村三千人　君
5番	宮﨑義一　君	6番	黒川紀世子　君
7番	松下二六一　君	8番	井島安一　君
9番	本田　実　君	10番	君
11番	君	12番	富﨑ますみ　君
13番	中川　徹　君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。(2名)

10番	小堀田幸一　君	11番	嶋田浩二　君

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。(6名)

事務局長	山本幸伸	局長補佐	藤本　寿
参　事	小松通利	主　任	寺澤大介
主　査	田中剛史	主　査	大林喜光

4、議事日程

開　会

日程第1		議事録署名人の指名について
日程第2	議第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議第14号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第4	議第15号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第5	議第16号	事業計画変更承認申請について
日程第6	議第17号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第7	議第18号	非農地通知書交付申請について
日程第8	議第19号	納税猶予に関する証明ついて
日程第9	議第20号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について
日程第10		報告事項について

閉　会

開　議　午後2時00分

○事務局（山本幸伸君）　皆さん、こんにちは。ただいまから平成29年天草市農業委員会第3回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君）　皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきありがとうございます。あと1週間ほどで辞令を受けてから1年が経とうとしています。新しく委員になられた方も慣れてこられたのではないかと思います。先日、21日に会長、事務局長会議がありました。その中で大会のスローガンが4点ありましたので紹介したいと思います。1つ、改正法に即して農業委員会の体制を充実、強化しよう。2つ、自ら積極的に研さんに努め自覚と熱意をもって活動しよう。3つ、農業委員会組織の総力を挙げて農地利用の最適化に取り組もう。4つ、地域の実情に反映した意見の提出に積極的に取り組もう。この4つのことを頭に入れて、取り組んでいただきたいと思います。特に、担い手への農地集積と遊休農地の発生防止などについては、農地利用最適化推進委員さんと一緒になって取り組んでいただきたいと思います。それでは、本日もよろしくお願いします。

○事務局（山本幸伸君）　ありがとうございました。本日は、10番、小堀田委員、11番、嶋田委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長にお願い致します。

○議長（鶴田雄士君）　それでは、これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　それでは、4番、中村委員、7番、松下委員を指名致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第2、議第13号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君）　お手元の資料②の1ページをご覧ください。1番について説明します。本渡町の譲受人は本渡町の譲渡人より、本渡町の畑839㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡児童センターから西へ約900m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の1ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申

請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君）　2 番について説明します。亀場町の譲受人は栖本町の譲渡人外 3 名より、楠浦町の畑 91 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から西へ約 400m、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜や花を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君）　3 番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の畑 153 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した碇石地区コミュニティセンターから北へ約 200m、青色で着色した県道碇石中田線の西側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君）　4番について説明します。久玉町の譲受人は、久玉町の譲渡人より、久玉町の田1,572㎡と畑8,734㎡を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した県立牛深高校から東へ約500m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稲・野菜・柑橘類を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第3、議第14号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君）　お手元の資料②の2ページをお開きください。1番について説明します。転用者は熊本市の個人で、川原町の畑439㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した地方裁判所から西へ約300m、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、個人住宅1棟を建築し、残地を庭として管理する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君）　2番について説明します。転用者は上益城郡御船町の個人で、大浜町の畑309㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡北幼稚園から南へ約200m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、宅地、雑種地を含めた面積1,119.43㎡に共同住宅2棟、17台分の駐車場、残地を通路とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君）　3番について説明します。転用者は佐伊津町の個人で、本渡町の畑948㎡を貸駐車場へ、畑1,188㎡を山林へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草広域連合中央消防署から北西へ約200m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりの区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真、駐車場になります。次が現地の写真、植林になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、近隣の会社への駐車場として需要が見込めるため、クレーン車9台、普通車4台、残地を倉庫や通路等とする計画、また、杉200本を植林し山林として管理する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に駐車場として利用してあるため、また、植林してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君）　4番について説明します。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田153㎡を宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川保育園から北西へ約200m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、このあと審議予定の日程第4の第5条3番案件の田と合わせた292㎡に個人住宅1棟、残地を庭とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

○9番（本田実君）　9番本田です。申請地は畑となっていますが、現況は畑ですか。見たところ畑として利用できないように思えますが。造成してあるなら始末書が必要では。どうでしょうか。

○事務局（寺澤大介君）　作付けはしてありませんでした。

○9番（本田実君）　この状態では、埋め立てているようにしか見えない。全部造成してなくても、一部してあるなら始末書が必要だと思います。

○事務局（寺澤大介君）　分かりました。始末書を提出していただくようにします。

○議長（鶴田雄士君）　他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君）　5番について説明します。転用者は倉岳町の法人で、倉岳町の畑508㎡を駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草高校倉岳校から南へ約50m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりの区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。

次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在使用している駐車場が道路改良に伴い道路用地になったため、13 台分の駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、前回の総会で質問があった件について事務局より報告をお願いします。

○事務局（小松通利君）　前回の総会で新和町の 4 条、植林の案件説明の際、小堀田委員から、隣の農地は何か植えられているのではないか、とのご質問があり、現地を確認してまいりましたので、ご報告いたします。スクリーンをご覧ください。現地の航空写真です。赤色部分が申請地で、黄色の部分がご質問のあった部分です。次が現地の写真です。現地には、ウメが植えてありました。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　日程第 4、議第 15 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは 1 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君）　1 番については、次の議題の審議と関連しておりますので、5 条の審査の最後にさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鶴田雄士君）　分かりました。

それでは、2 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君）　お手元の資料②の 3 ページをお開きください。2 番について説明します。転用者は亀場町の個人で、楠浦町の田 500 ㎡を売買により取得し、業務用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した森林組合から南へ約 500m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分がしてある第 1 種農地です。第 1 種農地は原則転用許可できませんが、土地改良事業計画に定められた用途に供する行為にあてはまり、許可可能となっております。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、倉庫 2 棟を建築し、残地を駐車場等として管理する計画です。資料③の 3 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました２番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、３番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君）　３番について説明します。この案件は先程第４条の４番案件で審議していただいたものと同一になります。転用者は亀場町の個人で、亀場町の田 139 ㎡を贈与により取得し、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した亀川保育園から北西へ約 200m、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第３種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、先程の第４条の田と合わせた 292 ㎡に個人住宅１棟、残地を庭とする計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました３番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、４番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君）　４番について説明します。転用者は下浦町の個人で、下浦町の畑 271 ㎡を売買により取得して、駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡東小学校から南東へ約 2.3km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は概ね 10ha 未満の広がりの区域内にある第２種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、申請地に隣接する保育園の駐車場として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました４番の件につきまして、質疑はありませ

んか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、5番についてですが、天草市農業委員会総会会議規則第13条に定める議事参与制限の規定により、3番山本委員には退席をお願いします。

（3番山本委員退席）

○議長（鶴田雄士君）　事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君）　5番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の畑23㎡を贈与により取得し、墓地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立五和中学校から南へ約900m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は概ね10ha以上の広がりがある第1種農地です。第1種農地は原則転用許可できませんが集落に接続する墓地で、例外規定が適用され許可することが可能です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、墓を建立し墓地として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました5番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

事務局は、3番山本委員を着席させてください。

（3番山本委員着席）

○議長（鶴田雄士君）　次に、6番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君）　6番について説明します。転用者は熊本市の法人で、河浦町の田1,261.76㎡と畑448㎡に賃借権を設定し、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所河浦支所富津出張所から西へ約1km、青色で着色した国道389号線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりの区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真

になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、日射量データ調査の結果から、太陽光発電施設に最適な土地であるため、太陽光パネル648枚、パワーコンディショナ6基を設置する、150kw/Hの太陽光発電施設を建設し、発電・売電する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました6番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可することに決定致します。

次に、1番について事務局より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君）　1番について説明します。この案件は、次の日程で審議される事業計画変更承認申請に関連しますので、現段階では許可相当かをご判断いただきたいと思います。転用者は本町の個人で、本渡町の田231㎡を売買により取得し、宅地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した本渡児童センターから北西へ約400m、青色で着色した県道本渡下田線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりの区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、病弱な両親を看護するため、個人住宅1棟を建築し、残地を3台分の駐車場として管理する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に造成してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第5、議第16号、事業計画変更承認申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

○事務局（寺澤大介君）　資料②の5ページをご覧ください。1番について説明します。この案件は、平成26年3月26日付けで個人住宅の転用許可を受けた者が、許可後に離婚し、資金の調達が不可能となり、事業の続行ができなくなったため、事業計画を変更し、別の者に譲りたいというものです。事業計画の内容は、先程、5条の1番で審議したものになります。病弱な両親を看護するため、個人住宅1棟を建築し、残地を3台分の駐車場として管理する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法に係る事務処理要領の基準に照らした結果、許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること等、変更承認要件に該当していると思われます。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま説明がありました件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は承認することに決定致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第6、議第17号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君）　議第17号について説明します。資料②の6ページからご説明いたします。所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が27件、再設定の計画が11件、転貸が4件、合計で44件、総面積は145,153.82㎡となっております。所有権移転の計画の1件は本町の個人が、もう1件は長野県飯田市の農地所有適格法人が、それぞれ売買により取得するものです。転貸の4件につきましては、農地利用集積円滑化団体であるあまくさ農業協同組合における計画でございます。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の16ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　それでは、ただいま説明がありました利用権設定44件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第7、議第18号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君）　議第18号について説明します。資料②の17ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、佐伊津町4件、本渡町1件、枦宇土町1件、有明町1件、五和町2件、久玉町1件、筆数は全体で20筆、面積は合計で14,071㎡となっております。現地確認を実施し、19ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1)の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1番から4番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が1番を拡大した航空写真です。次が1番の現地の写真になります。次が2番を拡大した航空写真です。次が2番の現地の写真になります。次が3番を拡大した航空写真です。次が3番の現地の写真になります。次が4番を拡大した航空写真です。次が4番の現地の写真になります。5番、6番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。7番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。9番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。10番、11番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。12番から15番の申請地周辺の地図です。次が12番から14番の航空写真です。次が12番から14番の現地の写真になります。次が15番の航空写真です。次が15番の現地の写真になります。16番から21番の申請地周辺の地図です。次が16番から19番の航空写真です。次が16番から19番の現地の写真になります。次が20番、21番の航空写真です。次が20番、21番の現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。議案のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので山林として認定致します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第8、議第19号、納税猶予に関する証明についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君）　資料②の20ページをお開きください。納税猶予に関する証明についての1番について説明します。農地に係る贈与税の納税猶予を受けている下浦町の個人から、贈与税の納税猶予の対象となっている農地について、引き続き農業経営を行ってい

る旨の証明願が提出されています。申請地は、資料②の 21 ページに記載しております。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。現地は適切に管理されていると見受けられましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行ってよろしいかご審議をよろしくお願いします。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことを承認します。

次に 2 番について説明をお願いします。

○事務局（大林喜光君）　資料②の 22 ページをお開きください。2 番について説明します。農地に係る贈与税の納税猶予を受けている倉岳町の個人から、贈与税の納税猶予の対象となっている農地について、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が提出されています。申請地は、資料②の 23 ページと 24 ページに記載しております。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。現地は適切に管理されていると見受けられましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行ってよろしいかご審議をよろしくお願いします。以上です。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことを承認します。

○議長（鶴田雄士君）　日程第 9、議第 20 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積の設定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（藤本寿君）お手元の資料④をご覧ください。議第 20 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積（下限面積）の設定についてでございます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づき、天草市農業委員会が定める下限面積については引き続き 40 アールとするということでご提案させていただくものでございます。理由と致しましては、2010

農林業センサスにおいて、管内の農家で40アール未満の農地を耕作している農家戸数が全体の57パーセントであること等、同法施行規則第17条第1項各号に定められた基準を満たしている。また、下限面積は50アール未満、10アール以上の範囲においてアールを単位として定めることができるが、天草市において40アールと定めるのは、ほかに次のような理由による、ということで2点書いております。まず1点目でございますけれども、農地法施行令第6条第3号の規定に基づく、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外規定（経営が集約的に行われる場合、隣接地の取得等）並びに天草市が定める「農業経営基盤強化促進法による基本的な構想」に基づく農業経営基盤強化促進法による権利設定により小規模の農地利用が可能であること。2点目でございますけれども、本年2月2日開催の天草地区農業委員会連絡協議会代表者会議において、平成29年度の管内各市町の別段面積について、昨年度同様、天草地域で格差が生じないように、また、これ以上面積を引き下げると、転用の隠れ蓑にされてしまうことも懸念されるなどの理由により、引き続き天草管内は、斉しく40アールに設定する方針で、各総会に議案上程することを確認しています。以上のことから、引き続き下限面積は40アールとするということで上程をさせていただいております。資料といたしまして、2枚目に別段面積の設定についてということで農地法第3条第2項、それから施行規則として、どういう場合であれば認められるかということでありますが、これにつきましては単位をアールとして10アール以上であること。次に農業委員会で定めようとする別段面積は、設定区域内において定めようとする面積未満の農地を耕作の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地を耕作の事業に供している者の総数のおおむね100分の40を下らないように算定されるものであるもの、というような主な規則がございまして、これに適合するかどうかということでございます。その裏面をご覧いただきますと、経営耕地面積規模別農家数がございますが、まず40アール未満であるとどうなるかということでございますが、総数を書いていますけれど、2,625世帯に各段階の世帯数を足しますと3,085戸。全体で57.05%となり100分の40をクリアしております。また30アールにおきましてもまだ49.11%ということで100分の40をクリアしておりますが、やはりこれにおきましては40アールにしておくのが適当であろうという管内の代表者の意見もございますので、引き続き40アールで上程させていただくものでございます。ご審議方よろしくお願い致します。

○議長（鶴田雄士君）　ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見や質問はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君）　ご異議がありませんので原案の通り別段面積の設定を行います。

○議長（鶴田雄士君）　日程第 10、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（小松通利君）　報告事項につきましては、資料②の 25 ページに記載しております。農地利用・形状変更届については、浜崎町 1 件、田を盛り土し、畑として利用したいというものでした。第 4 条の許可不要転用届については、有明町 1 件、農業用倉庫を設置したいというものでした。第 5 条の許可不要転用届については、ございませんでした。以上です。

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成 29 年天草市農業委員会第 3 回総会を閉会致します。

午後 3 時 25 分　　　　閉　会

天草市農業委員会総会会議規則第 17 条第 2 項の規定により署名する。

会　長　鶴田雄士

署名委員　中村三千人

署名委員　松下二六一